

第3章 監査

○福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

〔平成19年4月1日〕
〔条例第12号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の設置）

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員の定数は、福井県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の定めるところによる。

（定期監査）

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行おうとするときは、あらかじめその期日、場所及びその旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（随時監査）

第4条 監査委員は、法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行おうとするときは、あらかじめその期日、場所及びその旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

（請求又は要求による監査）

第5条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（請願の処理）

第6条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、20日以内に処理しなければならない。

（決算、証書類等の審査）

第7条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算、証書類その他の書類が審査に付せられたときは、60日以内に意見を付して広域連合長に提出しなければならない。

（現金出納検査）

第8条 法第235条の2第1項の規定による現金出納検査は、毎月25日に行う。ただし、その日が福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第1号）に規定する休日に当たるときその他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、変更することができる。

（公表の方法）

第9条 監査委員が行う公表は、福井県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第2号）に定める公表の例による。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。